

情報

違法に回収を行う事業者に注意！  
不用品回収サービスのトラブル

引っ越しや自宅整理などの機会に利用される不用品回収サービスについて、インターネットやチラシなどの広告をきっかけに業者に依頼したところ、トラブルになったという相談が寄せられています。

■事例1

作業終了後に事前の説明と異なる高額な料金を請求され、納得できないなら不用品をすべておろすと言われた。

■事例2

「トラック詰め放題」との広告を見て依頼したら、当日荷台の囲いの高さまでしか載せられないと言われ、断るとキャンセル料を請求された。

■事例3

不用品の量は軽トラック1台分に満たなかったが2台分を請求され、高額で支払えないと言うと、銀行で現金をおろすように言われた。

■トラブル防止のポイント

- ▶不用品は市が案内するルールで処分しましょう。
- ▶市以外に不用品の処分を依頼する場合は、市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼しましょう。
- ▶事前の見積もりとは異なる高額な料金を請求された場合は、支払いを断りましょう。
- ▶困ったときは、市民生活相談センターへご相談ください。

☎市民生活相談センター ☎ 983・2621



▲国民生活センター  
ホームページ

情報

入学・卒業などの際に手続きが必要です  
学生用国民健康保険証の手続きについて

学校に通うためなどに親元を離れて住所を移す学生を対象に、家族と同じ世帯の一員として学生用保険証を交付します。

対▶国民健康保険に加入中で、学校などに通うため市外などに住所を移す人（国内に限る）

▶令和5年3月31日までの学生用保険証を持つ人で、引き続き学校などへ通う人（更新が必要）

持▶国民健康保険証（更新の場合は学生用保険証）

▶入学または在学を証明するもの（学生証・合格通知書・授業料の領収書など）

▶世帯主と対象者の個人番号（マイナンバー）のわかる書類

▶届出者（同一世帯の人に限り）の本人確認できる個人番号カードや運転免許証

※国民健康保険の届出に個人番号（マイナンバー）の記入が必要です

■次の人は学生用保険証の返還が必要です

勤務先の健康保険証または健康保険加入証明書を持参して、学生用国民健康保険証を返還してください。

▶学生でなくなった

▶ほかの健康保険に加入した（就職などで勤務先の保険証が交付された、家族の勤める会社からの保険証の交付など）

▶健康保険のない事業所に勤務

■学生用保険証を返還し、ほかの保険証がない人は

国民健康保険は住民登録地での取得が原則です。返還手続き後に住民登録地へお問い合わせいただき、手続きをお願いします。

☎保険年金課（国保係） ☎ 983・2604

※新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、掲載した事業を中止・延期  
または内容変更する場合があります。(最新情報は市ホームページでご確認ください。)

**情報** **働きながら受ける年金  
在職老齢年金について**

厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受け取る場合は、年金額と給与などに応じて、年金が支給停止（全部または一部）される場合があります。

**■支給停止基準**

「年金」+「賃金」の月額※	年金
47万円以下	支給停止なし
47万円を超える	支給停止※額は計算による

※年金の月額 年金額（年額）を12で割った額  
 ※賃金の月額 月給+1年間の賞与を12で割った額  
 ※「老齢厚生年金」が調整対象となり、基礎年金部分  
 は対象ではありません。

※詳細は、日本年金機構ホームページ

☎日本年金機構三島年金事務所 ☎ 973・1166

☎保険年金課 ☎ 983・2606



◀日本年金機構  
ホームページ

**情報** **離婚後2年以内に手続きを  
離婚時の年金分割**

離婚した場合、婚姻期間の年金額を分割することができます。

**■年金分割の方法（2種類）**

**①合意分割**

- ▶ 2人からの請求により分割
- ▶ 年金分割の割合は、2人の合意、または、裁判手続きによって決定

**②3号分割**

- ▶ サラリーマンの妻である専業主婦など、国民年金第3号被保険者※であった人からの請求で分割
- ▶ 年金分割の割合は、2分の1ずつ
- ▶ 平成20年4月以降の第3号被保険者期間中の報酬額が分割の対象になります。

※厚生年金保険の被保険者または共済組合の組合員の被扶養配偶者で、20歳以上60歳未満の人

※原則、離婚後2年以内に手続きが必要

☎日本年金機構三島年金事務所 ☎ 973・1166

☎保険年金課 ☎ 983・2606

**募集** **受講してみませんか  
寿大学受講生募集**

時5月～令和6年3月まで（月1回、連続11回講座）

場生涯学習センター、市民文化会館など

内三島市政、歴史、健康、音楽などに関する講座

費無料、ただし講座の内容により負担金があります。

対市内在住の60歳以上の人

定140人（受講生の決定は4月末。応募者多数時は抽選とし、令和4年度未受講者を優先）

※開講式および第1回講座は5月11日（木）午前10時から、市民文化会館小ホールで開催予定。（詳細は、4月末に送付する受講決定通知に記載）本事業は三島市老人クラブ連合会に委託しており、氏名、住所など受講生の情報を共有することをご了承ください。

用・☎3月24日（金）までに地域包括ケア推進課

☎ 983・2609

**情報** **着用が努力義務化されます  
ヘルメット購入補助金**

道路交通法の改正により4月1日から、全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用が努力義務化されます。それに伴い市では、5月から自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付を開始予定です。詳細は広報みしま令和5年4月1日号をご覧ください。

※①市内に住所を有する人

- ②3月以降に市内の店舗で購入
- ③ヘルメットが安全性に関する基準に適合していること（認証マークなど）
- ④購入金額や購入店舗、購入日のわかる領収書があること

※領収書は、捨てずに保管をしておいてください。

※この事業は市議会2月定例会での予算成立をもって実施するものです。

☎地域協働・安全課 ☎ 983・2651